

## 非常用えい航手順を準備する船主/オペレータのための指針（仮和訳）

### 1. 目的

このガイドラインは、SOLAS 条約第 II-1/3-4 規則の適用となる船舶のために、船主/オペレータがその船舶特有の非常用えい航手順を準備する支援をすることを目的とする。手順は、ISM コード第 A 章 8 項で要求される緊急事態への準備の一部として考えられるべきである。

### 2. 意見 (observation)

2.1 船主、オペレータ及び乗組員は非常用には熟慮する時間は許されないことを考慮するべきである。このため、手順は事前に訓練されているべきである。

2.2 えい航手順は、非常用に船舶がえい航される準備を行う乗組員が直ちに使用できる状態で船内に備えてあるべきである。

2.3 乗組員は、設備の格納場所と接近方法について熟知でなければならない。格納の配置改善が認知されれば全て履行されるべきである。

2.4 非常用の状況に対処する乗組員は、ウインチ、道具及びデッキの照明（視界不良、及び夜間環境用）に必要となる電力（power）の供給について知っているべきである。

2.5 全ての船舶が同程度の船内設備を搭載してゐるわけではないため、可能なえい航手順には限度があることは認識されている。しかしながら、意図としては、何が達成できるか前もって判定し、その情報を船舶の乗組員が直ちに使用できる形態（小冊子、図面、ポスター等）で提供することを。

### 3. 船舶の評価

3.1 船主/オペレータは船舶が検査され、船舶が緊急時にえい航される能力評価されることを確保するべきである。船内設備及び可能な手順の両者とも調査（review）されるべきである。以下の事項は、検査されるべきである。

3.2 船首及び船尾からえい航される能力は評価され、次に掲げる事項は調査されるべきである。

- .1 索の取り扱い手順（送受用の補助索、引き綱、添え綱）
- .2 連結部等（索導具、止め木、ウインチ、ビット、ボラード）の配置、構造上の適切さ及び制限荷重

3.3 船内搭載されているえい航機装を組み立てる道具及び設備、並びにその場所は明らかにされるべきである。それらには、少なくともチェーン、ケーブル、シャックル、ストッパー、道具及び索発射機を含めるべきである。

3.4 甲板乗組員、船橋及びえい航/海難救助船の間の連絡を可能とするための通信装置の利用可能性及び特徴は明らかにされるべきである。

3.5 制限荷重が明らかになっていない連結部については、船舶への搭載状態を考慮した工学的分析によって決定されるべきである。MSC/Circ.1175 をガイダンスとして用いてよい。

3.6 評価は、えい航設備及び操作に精通した者によって実施されるべきである。

## 4 . 非常用えい航書

4.1 非常用えい航書 (ETB) は、船舶固有のもので、明快、正確、かつ直ちに使用できる形態 (小冊子、図面、ポスター等) であるべきである。

4.2 船舶固有のデータは少なくとも以下のものを含めるべきである。

- .1 船名
- .2 船舶符号
- .3 IMO 番号
- .4 錨の詳細 (シャックル、連結の詳細、重量、型等)
- .5 ケーブルと鎖の詳細 (長さ、連結の詳細、耐久力等)
- .6 係船甲板上の基点 (mooring deck above base) の高さ
- .7 喫水の範囲、及び
- .8 排水量の範囲

4.3 5章で作成される全ての手順は、緊急時においてスムーズで迅速な適用の助けとなるような明確で容易に理解できる形式で表現されているべきである。

4.4 包括的な図解や見取り図は少なくとも次を含み利用可能であるべきである。

- .1 結合及び艤装の図解
- .2 えい航設備及び強固点の場所、及び
- .3 設備及び強力点の耐力及び制限荷重 (SWLs)

4.5 えい航会社への可能な限り早い情報の伝達を促進するために、船主/オペレータの手元には写しを保持しておくべきである。関係者へより早い配布を行える共通する電子ファイル形式の写しも保持しておくべきである。

4.6 最低 3 部の写しを船内に保持しておくべきである。

- .1 船橋
- .2 船首楼、及び
- .3 船舶の事務室又は貨物制御室

## 5 . 手順の作成

5.1 船舶固有の手順は、船舶の評価の際に明確化し、ETB に入れるべきである。手順は少なくとも以下のものを含むべきである。

- .1 天候条件 (穏やか、激しい) 船内電力 (推進、甲板電力) 切迫した座礁の危険等、様々な緊急時シナリオがまとまった、直ちに参照できる決断マトリックス
- .2 甲板員の編成 (人員配置、無線を含む設備配置、安全設備等)
- .3 任務の編成 (実施されなければならないこと、それがどうやって実施されるか、各任務に何が必要か等)
- .4 可能な船首及び船尾からの非常用えい航アレンジメントを示す、添え索、引き索等の構成及び艤装のための図解。装備した索は、尖った角、縁、その他圧力が集中する箇所を避けて通すべきである。
- .5 重たいえい航索の引き寄せのために特に考慮に入れるべき電力不足やデッドシップの状況
- .6 サルベージ/えい航船に連絡する際の交信計画。この計画は船長がサルベージ/えい航船と交信するのに必要な全ての情報を一覧するべきである。この一覧は少なくとも、以下のものを含むべきである。
  - .1 損傷又は耐航性
  - .2 舵の状態
  - .3 推進
  - .4 船内電力

- .5 船内えい航設備
- .6 存在する緊急離脱システム
- .7 船首及び船尾のえい航点の場所
- .8 設備、連結点、強力点及び制限荷重（SWL）
- .9 えい航設備の寸法及び能力、及び
- .10 船舶の特徴
- .7 えい航の添え索の艤装、引き索の固縛に使用する可能性に備え、船内に存在する設備、道具、アレンジメントの評価
- .8 船舶のえい航性を大きく向上させる如何なる些細な道具又は設備の明示
- .9 非常用えい航の際に使用可能な船内の設備のインベントリ及び場所
- .10 その他の準備（舵及びプロペラの軸の固定、バラスト及びトリム等）
- .11 その他の関連情報（海象及びえい航速度の限界等）